神奈川県行政書士会
申請取次行政書士管理委員会規則

（目　　的）

第　１　条　この規則は、出入国管理及び難民認定法施行規則に基づき、神奈川県行政書士会（以下「本会」という。）を通じ、東京出入国在留管理局長（以下「東京入管局長」という。）に対し届出を申し出た行政書士及び届出済行政書士（以下「届出者等」という。）の管理につき必要な事項を定め、その適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

（申請取次行政書士管理委員会の設置）

第　２　条　日本行政書士会連合会申請取次行政書士管理委員会（以下「日行連管理委員会」という。）規則第２条の２の規定に基づき、前条の目的を達成するため、本会に申請取次行政書士管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（職　　務）

第　３　条　委員会は、第１条の目的を達成するため、次の職務を行う。

一　届出の審査及び届出事務の管理

二　届出者名簿及び抹消・懲戒者等連絡書（以下「届出者名簿等」という。）の作成並びに管理

三　東京入管局長への届出者名簿等の提出及び届出済証明書の返還並びに東京入管局長からの新届出済証明書の受領及び届出者等への交付

四　届出者等が都道府県知事より「業務の禁止」若しくは「業務の停止」の懲戒処分を受け、又は本会より「廃業の勧告」若しくは「会員の権利の停止」の処分を受けた場合及びその処分が効力を失った場合の東京入管局長及び日行連管理委員会への通知

五　申請取次業務禁止勧告処分又は申請取次業務是正勧告処分がされた場合及び申請取次業務禁止勧告処分が効力を失った場合の東京入管局長及び日行連管理委員会への通知

六　受付拒否又は申請取次業務禁止勧告処分若しくは申請取次業務是正勧告処分に係る聴聞手続の実施

七　東京入管局長からの届出者等に係る照会及び情報提供への対応

八　届出済行政書士の取扱い実績の把握及び管理

九　委員会の職務を行うために必要な調査及び官公署・他単位会等への照会

十　前号の調査における本会苦情処理委員会その他関係各部・委員会との連携

十一　届出者等に対するガイダンスの実施

十二　前各号に関連する事業及び事務

２　委員会は、前項第２号及び第３号の事務その他委員会の職務に関する事務を本会事務局職員に行わせることができる。

（受付拒否事由）

第　４　条　委員会は、申請取次の届出の申出を行った者が次の事由のいずれかに該当する場合には、受付を拒否するものとする。

一　届出を申し出た者が本会に所属していない場合。

二　日行連管理委員会が指定する研修を受講していない場合。

三　届出手続のために求められている必要書類を本会に提出しない場合。

四　外国人の入国・在留手続に関し、都道府県知事による戒告処分又は本会による廃業の勧告処分若しくは会員の権利の停止処分を受けたことがある場合。ただし、当該処分の時から三年を経過した場合は、この限りでない。

五　外国人の入国・在留手続に関し、都道府県知事による業務の禁止又は業務の停止処分を受けたことがある場合。ただし、当該処分の時から五年を経過した場合は、この限りでない。

六　外国人の入国・在留手続に関し、刑事裁判で有罪判決を受けたことがある場合。ただし、刑の言渡しが効力を失っている場合において、当該有罪判決の原因となった犯罪の時点で届出済行政書士でなかった者について、委員会において、申請取次業務に関し不正行為を行うおそれがないと認めるとき、又は当該有罪判決の原因となった犯罪の時点で届出済行政書士であった者について、刑の言渡しが効力を失ってから五年を経過し、かつ委員会において、申請取次業務に関し不正行為を行うおそれがないと認めるときは、この限りでない。

七　届出を申し出るにあたり、次のイからニまでのすべての事項を誓約していない場合。

イ　許可を受けさせることを目的として、資料の内容が偽りであると知りながら提出しないこと。

ロ　申請内容に係る虚偽の説明を行わないこと。

ハ　申請人又は出入国管理及び難民認定法上の代理人から直接依頼を受けることなく、第三者を介して依頼を受けた申請を取り次がないこと。

ニ　届出後に受付拒否事由に該当した場合は、直ちに届出済証明書を本会経由にて東京入管局長に返還すること。

八　過去の届出の申出時に誓約した前号イからニまでの事項に違背したことがある場合。ただし、誓約事項に違背した時から三年を経過した場合は、この限りでない。

九　行政書士法及び関係法令並びに本会会則、規則等に違背したことが判明した場合。

2　委員会は、現に届出済証明書を有する者からの届出の受付を拒否する場合には、聴聞を行うものとし、届出済証明書を所持しない者からの届出の受付を拒否する場合には、聴聞と同時にその理由を示すものとする。

3　委員会は、受付を拒否した場合には、その旨を日行連管理委員会に報告する。

4　受付を拒否された者は、日行連管理委員会に異議の申立てを行うことができる。

（交付に関する届出者等の義務）

第４条の２　届出者等は、委員会が届出済証明書を交付するにあたり、次の義務を履行していなければならない。

一　新規に届出を申し出た者（所属単位会の変更により本会で再交付を申し出た者を含む。）にあっては、委員会が主催するガイダンスを新届出済証明書の交付時に受講すること。更新の申出を遅延した者も同様とする。

二　更新の届出を申し出た者にあっては、委員会が主催するガイダンスを申出時に所持する届出済証明書の有効期間内に受講すること。

三　毎年１月から１２月までの申請取次実績報告書を翌年１月３１日までに委員会に提出すること。

2　委員会は、届出者等が前項各号の義務を履行しない場合には、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、届出済証明書の交付を拒否することができる。

（申請取次資格の喪失）

第　５　条　届出済行政書士は、日本行政書士会連合会より登録を取り消され、又は登録を抹消された場合には、申請取次資格を喪失する。

２　委員会は、申請取次資格を喪失した者に係る事項を東京入管局長及び日行連管理委員会に報告する。

（申請取次業務禁止勧告）

第　６　条　委員会は、届出済行政書士が外国人の入国・在留手続に関し刑事裁判で有罪判決を受けた場合には、三年以内の期間を定めて申請取次業務の禁止を勧告するものとする。ただし、刑の言渡しが効力を失っている場合は、この限りでない。

２　委員会は、届出済行政書士が次条に規定する申請取次業務の是正勧告を受けたにもかかわらず、相当の期間内にその是正をしない場合には、三年以内の期間を定めて申請取次業務の禁止を勧告するものとする。

３　委員会は、申請取次業務の禁止を勧告しようとする場合には、聴聞を行うものとする。

４　委員会は、申請取次業務の禁止を勧告した場合には、その旨を東京入管局長及び日行連管理委員会に通知する。

５　申請取次業務の禁止を勧告された者は、日行連管理委員会に異議の申立てを行うことができる。

（申請取次業務是正勧告）

第　７　条　委員会は、届出済行政書士が次のいずれかに該当する場合には、申請取次業務の是正を勧告するものとする。

一　届出有効期間内に外国人の入国・在留手続に関する不正行為等があった場合。

二　その他届出有効期間内に申請取次行政書士たるにふさわしくない非行があった場合。

２　委員会は、申請取次業務の是正を勧告しようとする場合には、聴聞を行うものとする。

３　委員会は、申請取次業務の是正を勧告した場合には、その旨を東京入管局長及び日行連管理委員会に通知する。また、是正の勧告に至らなかった場合には、その理由を東京入管局長及び日行連管理委員会に報告する。

（届出済証明書の返還）

第　７　条の２　届出済行政書士は、次のいずれかに該当する場合には、届出済証明書を本会経由にて東京入管局長に返還するものとする。

一　第５条第１項に該当するに至った場合。

二　行政書士法第１４条第２号又は第３号の懲戒処分を受けた場合。

三　届出後に第４条の受付拒否事由に該当するに至った場合。

四　申請取次業務の禁止を勧告された者で、第６条第５項の異議の申立てを行わない場合、又は異議の申立てに理由がないと裁決された場合。

（組　　織）

第　８　条　委員会は、委員７名以内とし、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

２　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

３　委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（任　　期）

第　９　条　委員の任期は、会長の任期と同一とする。ただし、委員の任期が満了した場合、新

たに委員会が構成されるまでは、引き続き前任者が委員会の職務を行うものとする。

（招　　集）

第１０条　委員会は、毎月１回開催することを原則とする。ただし、必要がある場合には、その都度臨時に開催することができる。

２　委員会は、委員長が招集する。ただし、最初の委員会は、会長が招集する。

３　会長及び副会長は、いつでも委員会に出席し、意見を述べることができる。

（審議の方法及び決議）

第１１条　審議は、持ち回り、書面、ファックス、電子メール等適宜の方法で行うことを妨げない。

２　決議は、全会一致を原則とする。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

３　委員長は、委員会が必要と認めた場合には、委員以外の者の委員会への出席を求め、意見を求めることができる。

（委員の守秘義務）

第１２条　委員は、職務上知り得た届出者等に関する情報について、これを他に開示・漏洩してはならない。退任後においても同様とする。

（聴聞手続）

第１３条　聴聞手続については、日本行政書士会連合会の「行政手続法施行に伴う行政書士の登録及び登録の取り消し､登録の抹消並びに標準処理期間等の基準」における行政書士法に係る聴聞等手続規則の例による。

（そ の 他）

第１４条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項については、委員会において別途定めることができる。

２　本会会則施行規則第１条の３第６項、第７項及び第１０項並びに第３条第４号の規定は、委員について準用する。この場合において、同規則第１条の３第６項、第７項及び第１０項中「部長等」とあるのは「委員」と、同規則第３条第４号中「部長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

附　　則

この規則は平成２０年６月６日から施行する。

附　　則

この規則は平成２６年８月２２日から施行する。

附　　則

この規則は令和元年５月１７日から施行する。

附　　則

この規則は、令和３年４月１２日から施行する。ただし、この規則による改正後の第４条の２第１項第二号の規定は、施行の日から起算して１年を超えない範囲内において委員会で定める日から適用する。